

ふらっと広場の利用方法

これは、ふらっと広場並びに本庁舎ピロティ（以下「広場等」という。）を利用する際の利用方法を定めたものです。

利用する際は、当該利用方法及びふらっと広場トライアル・サウンディング実施要領の記載事項を遵守してください。

1 利用の原則

広場等は、利用者の自己責任とマナー、モラルに基づく節度のある利用を前提としています。利用者自身の責任により利用し、誰もが気持ちよく利用できる多様な賑わい創出にご協力ください。

2 利用可能広場・設備等

- (1) 利用時間午前8時から午後9時まで
- (2) 利用可能範囲は、別図のとおりとします。※本庁舎ピロティも併用可能です。
- (3) 水道の利用ができません。利用する場合は事前に財政課と調整が必要です。
- (4) トイレは、本庁舎内のトイレまたは中央公園トイレを利用してください。
ただし、本庁舎内のトイレは、特別清掃等がある場合は利用できません。

3 使用基準について

(1) 禁止行為

- ①公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- ②広場等を汚損し、又は損傷させる行為
- ③他の利用者に著しい支障を及ぼす行為
- ④市の承諾なしに車両を乗り入れ、停留する行為
- ⑤火災や爆発、その他危険を生じさせる行為
- ⑥騒音、大声、煙や臭気を発する行為
- ⑦政治団体、宗教団体等による集会等の行為
- ⑧本庁舎ピロティで火気を使用する行為
- ⑨その他、広場等の管理に支障がある行為

(2) 車両の乗入れによる資材等の搬入搬出について

- ①車両を広場等に乗入れる場合は、市の承諾を得ること。（耐荷重は25 t）
- ②広場等への車両の通行は、他の利用者の安全を十分に確保すること。

(3) 資材等の設置・撤去について

- ①広場等に資材等必要なものを設営・配置する場合は、転倒、飛散等することのないよう措置すること。その際、施設・設備・樹木等へのロープ巻き付け等はしないこと。
- ②使用内容により、広場等の路面及び施設が汚れるおそれがあるときは、汚れないよう措置すること。
- ③事業に必要な電源については、各自準備すること。

(4) 火気の手配について

- ①火気使用時は、周囲へ煙、油等が飛び散らないようにすることとし、直火やそれに類する設備の使用はできない。
- ②公共施設並びに敷地内は、指定場所以外での喫煙は禁止する。

(5) ごみ、清掃について

- ①使用者はごみ箱を備え、ごみは回収のうえ、全て持ち帰ること。
- ②使用期間中並びに使用終了後は、ゴミ拾い等の清掃を行うこと。
- ③広場等の汚れについては、使用者の責任において清掃すること。特に、飲食を伴う場合は、使用者による汚れはもとより、利用者の食べこぼし等による汚れについても使用者の責任において清掃すること。

4 関係法令の遵守及び関係機関との調整について

- ①使用に係る関係法令の遵守は、使用者の責任において対応すること。
- ②飲食及び火気を使用する行為については、関係法令に基づき消防署、保健所への手続を行い、使用日までに許可書の写し等を提出すること。

5 その他

- ①使用時は、使用責任者が必ず常駐し、使用に起因するクレーム、事故等については、使用者の責任において速やかに誠意をもって対応解決すること。
- ②気象警報、注意報等により、危険や災害等の発生の恐れのある場合は、事業を中止すること。